

# EPA特定原産地証明書発給セミナー

～経済連携協定を賢く利用してみませんか～

「EPA（又はFTA）」とは、国や地域同士で取り決めた主に輸出入の協定のことで、締約国間の貿易拡大・人材確保・投資環境整備などに繋がるものとして注目されています。

日本は既にシンガポール・メキシコ・マレーシア・チリ・タイ・インドネシア・ブルネイ・フィリピン・スイス・ベトナムの10カ国との二国間協定と、地域包括の協定であるアセアン包括協定をスタートさせ、貿易自由化の流れは拡大する方向にあります。

企業の皆様にとって注目すべき点は、この協定を用いることにより関税面で通常より有利な条件が適用されることにあります。

今回のセミナーでは、輸出入する製品が協定上の対象品目であるかのチェックや関税の減免状況などをはじめ、優遇税率を適用するうえで必要な「特定原産地証明書」の取得について、基本から最新情報まで分かりやすく説明します。この機会にぜひご参加下さい。

（開催日）平成22年2月10日（水）13：30～17：00

（会場）名古屋商工会議所 3階 第5会議室（名古屋市中区栄二丁目10-19）

（主催）日本貿易振興機構（JETRO）

（実施）日本商工会議所・名古屋商工会議所

（内容）①EPAの概要と原産地規則について

②特定原産地証明書の発給手続きについて

（一般原産地証明との違い／原産地証明書発給までの流れ／発給コスト など）

（対象）EPAを利用して、EPA締約国に輸出しようとする事業者

※EPA締約国：シンガポール・メキシコ・マレーシア・チリ・タイ・インドネシア・ブルネイ・フィリピン・スイス・ベトナム・アセアン（現在（12月1日時点）はシンガポール・ベトナム・ミャンマー・ラオス・ブルネイ・マレーシア・タイ・カンボジアの8カ国に限定）

（受講料）無 料（ただし、事前のお申込みが必要です）

（申込）2月3日（水）までに下記申込書にご記入の上、FAXにてお申込み下さい。

（問合先）名古屋商工会議所 産業振興部 貿易証明センター 担当：真野、榊原

TEL:052-223-5720 FAX:052-232-5751

FAX052-232-5751

## 「EPA特定原産地証明書発給セミナー」申込書

ふりがな 企業名			
所在地	〒 -		
TEL	( ) -	FAX	( ) -
部署／役職			お名前
部署／役職			お名前

\*該当項目に☑印をお付けください。

業 種  商社・卸売 /  製造業 /  金融 /  運輸・通関業 /  調査機関・官公庁 /  その他サービス業 /  その他  
会社規模  中小企業 /  大企業

\*中小企業とは（中小企業基本法より）製造業その他：資本金3億円以下または従業員300人以下。卸売業：資本金1億円以下または従業員100人以下。小売・サービス業：資本金5000万円以下または従業員50人（サービス業は100人）以下。

※ 本説明会の案内は日本商工会議所が依頼し、複数団体から送付しております。本状重複してのご案内の場合はご容赦ください。

※ 個人情報の責任者は日本貿易振興機構（JETRO）貿易投資相談センター貿易投資相談課長です。（TEL：03-3582-5171）

※ ご記入いただいたお客様の情報は適切に管理し、本セミナー運営のために、日本商工会議所が利用いたします。